

## 広報にっこう広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、日光市広告事業実施要綱（平成18年日光市告示第20号。以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、広報にっこうに掲載する広告の取扱いについて、要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の方法)

第2条 広告掲載の順位は、原則として申し込みを受け付けた順とする。

- 2 申込者が多数の場合は要綱第7条の規定に基づき取り扱う。
- 3 広告掲載は広報にっこう1号につき1回とする。

### (掲載広告の割り付け及び色)

第3条 掲載する広告の割り付けは、秘書広報課広報広聴係が行い、色は黒1色とする。

### (広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、掲載1回につき、次のとおりとする。

- (1) 半枠 (縦59.5mm×横90mm) 10,470円
- (2) 1段枠 (縦59.5mm×横182mm) 20,940円

### (広告掲載の位置)

第5条 広告を掲載する位置は、情報なび（お知らせ）ページの最下段とし、ページ数は4ページまでとする。

### (広告掲載の申し込み)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広報にっこう広告掲載申込書（別紙様式第1号）に必要事項を記入の上、掲載希望号発行日の1カ月前までに掲載しようとする広告原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

### (広告掲載の可否)

第7条 市長は、前条の規定による申し込みを受けたときは、要綱第8条の規定に基づき、掲載の可否を決定し、日光市広告掲載・不掲載決定通知書（要綱様式第2号）により申込者にその旨を通知しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、申込者に広告案の修正を求めることができる。

### (広告掲載料の納入)

第8条 申込者は、前条の規定による広告掲載決定後、20日以内に市の発行する納付書により広告掲載料金を納入するものとする。

### (広告掲載の取り消し)

第9条 市長は、要綱第13条の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告の掲載が取り消された場合、広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告が掲載できなかつたときは、この限りではない。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成22年3月31日一部改正)

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年2月14日一部改正)

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 (令和元年9月2日一部改正)

この要領は、令和元年10月1日から実施する。